

## 請願陳情における個人情報等の取り扱いについて

[調査対象]

(回答率 100%)

中核市 62市

近隣市 8市（千葉、習志野、市原、八千代、市川、松戸、鎌ヶ谷、浦安）

[調査事項]

提出された請願陳情について、次の場合の取扱基準等を定めているか

- ・願意が議員個人に対する内容である場合(処分を求めるもの・誹謗中傷等)
- ・本文中に個人情報等（個人・議員・法人その他の団体の情報）が含まれる場合

## 1. 要綱要領・申し合わせ等で取り扱いを定めている

中核市 14/62（請願のみ定めている 1/14 陳情のみ定めている 11/14）

近隣市 3/8（千葉・習志野・松戸 陳情のみ定めている）

## (主な基準と処理例（複数の市で定めのあるもの）)

次の基準に該当するものについては、「議員に配付のみ」「議長預かり」「提出を遠慮いただく」「委員会に参考送付のみ」「委員会に付託しない」「文書表に個人名を記載しない」などとしている。

- ・公序良俗に反するものや基本的人権を否定するもの
- ・個人（・団体等）を誹謗中傷し、名誉棄損または信用失墜のおそれがあるもの
- ・個人（・団体等）の秘密を暴露するもの
- ・個人の氏名が記載されており、公開することが適当でないもの
- ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- ・きわめて個人的な事案、または私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの
- ・委員会での審査になじまないもの 等

## (その他の基準と処理例)

- ・個人名が記載されている陳情は会議に付さず、全議員に写しを配付
- ・議員及び職員の身分並びに人事に関する陳情は、会議に付さず、全議員に写しを配付
- ・本会議・委員会での発言に対し、訂正、削除、撤回、陳謝などを求める陳情は、会議に付さず、全議員に写しを配付
- ・提出された陳情のうち、議会の審議になじまないと認められるものについては、議会運営委員会において、その上程の可否を協議し、委員定数の3分の2以上の者の賛成を要件に「議長預かり」とすることができる
- ・請願陳情の文書中に民間の企業・団体名の記載がある場合、本会議や委員会での朗読・発言・記録・インターネット配信等について、企業・団体名を公開しないことにより保護される利益と公表することにより得られる利益を、公益性の観点から比較衡量する必要があるときは、本会議については議会運営委員会で、委員会については当該委員会で協議し、取扱いを決定する

## 2. 当該記載があった場合の受理方法

### 中核市

- ・訂正等は求めずに受理 6/14
- ・「議長預かり」「議員配付のみ」「マスキング処理」「議長または対象議員あての要望書」等の取扱いになる旨を伝達し、訂正・再提出するか、提出者の意向を確認する 3/14
- ・例なし・都度判断 5/14

### 近隣市

- ・訂正等は求めずに受理 1/3
- ・「議長預かり」「議員配付のみ」「マスキング処理」「議長または対象議員あての要望書」等の取扱いになる旨を伝達し、訂正・再提出するか、提出者の意向を確認する 2/3

## 3. 当該記載があった場合の文書表の作成方法

### （該当箇所の処理例）

- ・該当箇所にマスキング等をする
- ・該当箇所を引用しないよう工夫する（要旨・願意のみを記載した文書表を作成）
- ・議員用にはマスキング等を行わず、公表用についてはマスキングを行う
- ・文書表を作成しない（受理のみ／写しや一覧表を議員に配付／議長または対象議員あての要望書として扱う） 等

### ※取扱いの基準等を定めていない市について

陳情についてはそもそも審議の対象とせず、以下のような対応としている市がある。

中核市 35/48

近隣市 3/ 5

- ・議員（及び執行部）への配付のみ
- ・所管の委員会への送付のみ
- ・委員協議会（委員会の委員を構成員とする、地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場）で執行部から説明を受け、処理方法等を協議
- ・委員会で審査するが、結論は出さない（意見を述べるのみ）
- ・委員会で審査し結論は出すが、本会議では扱わない
- ・本会議で提出された旨を報告するのみ（諸般の報告）
- ・正副委員長会議で取扱いを協議し、提出があった旨を全議員に周知（場合によっては委員会で協議） 等